提案第5号

納税関係事業の取扱いについて

- 1 各種手続き等の窓口については、原則として、現行のとおりとする。
- 2 口座振替制度については、合併翌年度(平成 17 年度)から稲沢市の制度に統一する。
- 3 固定資産評価審査委員会の委員定数は6人とし、委員の選出については、地域の実情を反映できるよう考慮し、決定する。

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会の調整内容(案)

協定項目	25-4 納税関係事業の取扱い
調整の内容	1 各種手続き等の窓口については、原則として、現行のとおりとする。 2 口座振替制度については、合併翌年度(平成 17 年度)から稲沢市の制度に統一する。 3 固定資産評価審査委員会の委員定数は 6 人とし、委員の選出については、地域の実情を反映できるよう考慮し、決定する。

【提案理由】

- 1 各種手続き等の窓口については、住民の利便性の確保を図るため、原則、現行のまま、1市2町域のそれぞれに置くものである。
- 2 口座振替制度については、収納率の維持・向上を図るためである。
- 3 固定資産評価審査委員会の委員選出については、効率的な運営を維持するとともに、地域の実情に配慮するためである。

【現況】

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	調整方針	
税の申	受付時間	受付時間	受付時間	・ 稲沢市の制度に統一する。	
告受付	期間中毎日(土日除く)	期間中毎日(土日除く)	期間中毎日(土日除く)	なお、現行の受付会場を	
	午前 8 時30分から午前11時00分まで	午前8時30分から午後0時00分まで	午前 8 時30分から午前11時00分まで	存続する。	
	午後 1 時00分から午後 4 時00分まで	午後 1 時00分から午後 5 時00分まで	午後 1 時00分から午後 5 時15分まで		
	受付会場	受付会場	受付会場		
	市役所大会議室(1か所)	町役場1・2会議室(1か所)	町役場大会議室(1か所)	受付会場は、現稲沢市域、	
	出張受付はなし	出張受付なし	出張受付なし	現祖父江町域及び現平和町	
				域に1か所ずつ置く。	
	申告相談者数	申告相談者数	申告相談者数		
	6,091人	2,150人	1,700人		
軽自動	申請窓口	申請窓口	申請窓口	・ 現行の申請窓口を存続す	
車標識	課税課(出張所はない)	税務課(出張所はない)	税務課(出張所はない)	る。	
交付及				ただし、管理事務は1か	
び廃車	実績(平成14年度決算)	実績(平成14年度決算)	実績(平成14年度決算)	所に統合する。	
申請	・軽自動車税の異動受付等 11,339件	・軽自動車税の異動受付等 2,677件	・軽自動車税の異動受付等 1,767件		
	・軽自動車税の登録台数 20,865件	・軽自動車税の登録台数 6,383件	・軽自動車税の登録台数 3,450件	申請窓口は、現稲沢市域、	
				現祖父江町域及び現平和町	
				域に1か所ずつ置く。	
税証明	交付場所	交付場所	交付場所	・ 稲沢市の制度に統一する。	
の交付	課税課及び市民センター(7か所)	税務課	税務課	なお、現行の交付場所を	
申請及				存続する。	
び証明					

項	目	稲沢市	祖父江町 平和町		調整方針	
		時間外交付等	時間外交付等	時間外交付等	交付場所は、現稲沢市域、	
		・昼休み時間の証明交付あり	・昼休み時間の証明交付あり	・昼休み時間の証明交付あり	現祖父江町域及び現平和町	
		・時間外交付あり	・時間外交付なし	・時間外交付なし	域に計10か所を置く。	
		月~金:午後5時15分~午後9時				
		土・日:午前10時 ~午後9時				
		時間内に申込みが必要。				
		市民センターでは実施してい				
		ない。				
		・郵送による証明交付あり	・郵送による証明交付あり	・郵送による証明交付あり		
		(手数料は、定額小為替証書)	(手数料は、定額小為替証書)	(手数料は、定額小為替証書)		
		手数料	手数料	手数料	・ 手数料については、稲沢	
		別表税証明交付手数料一覧のとおり	別表税証明交付手数料一覧のとおり	別表税証明交付手数料一覧のとおり	市の制度に統一する。	
		実績(平成14年度決算)	実績(平成14年度決算)	実績(平成14年度決算)		
		税証明発行件数(公用を除く) 21,581件	税証明発行件数(公用を除く) 4,608件	税証明発行件数(公用を除く) 2,787件		
		市民センターでは、税証明の一部				
		を発行。発行件数は、全体の17%。				
課税台	台	縦覧・閲覧場所	縦覧・閲覧場所	縦覧・閲覧場所	・ 縦覧・閲覧場所について	
帳		課税課(ただし、納税通知発送までは、	税務課(出張所はない)	税務課(出張所はない)	は、稲沢市に一元化する方	
		市役所会議室。市民センターでは実施			向で調整する。	
		していない)				

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	調整方針
	実績(平成15年度)	実績(平成15年度)	実績(平成15年度)	
	・縦覧 25件	・縦覧 6件	・縦覧 0件	
	・閲覧 578件(内、郵送閲覧 24件)	・閲覧 44件(内、郵送閲覧 3件)	・閲覧 26件(内、郵送閲覧 4件)	
	平成15年4月1日から6月2日	平成15年4月1日から6月2日	平成15年4月1日から4月30日	
	までの縦覧期間中における実績	までの縦覧期間中における実績	までの縦覧期間中における実績	
	閲覧は1年を通して行うことが	閲覧は1年を通して行うことが	閲覧は1年を通して行うことが	
	できる。	できる。	できる。	
督促、催	督促手数料 徴収していない。	督促手数料 50円	督促手数料 50円	・ 合併翌年度(平成17年度)
告				から稲沢市の制度に統一す
				る。
口座振	対象税目等	対象税目等	対象税目等	・ 合併翌年度(平成17年度)
替制度	・市県民税普通徴収分	・町県民税普通徴収分	・町県民税普通徴収分	から稲沢市の制度に統一す
	・固定資産税、都市計画税	・固定資産税、都市計画税	・固定資産税	る。
	・軽自動車税	・軽自動車税	・軽自動車税	
	・国民健康保険税	・国民健康保険税	・国民健康保険税	宮田用水土地改良区賦課
	・介護保険料	・介護保険料	・介護保険料	金については、合併までに
	・保育料	・保育料	・保育料	稲沢市の口座振替対象税目
	・市営住宅家賃	・祖父江町土地改良区経常賦課金	・平和土地改良区経常賦課金	等から外れるため、新市に
	・宮田用水土地改良区賦課金			おける口座振替の対象とは
	・福田悪水土地改良区賦課金			ならない。

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	調整方針	
	取扱金融機関と指定口座	取扱金融機関と指定口座	取扱金融機関と指定口座	現在、祖父江町及び平和	
	・国内に所在する指定金融機関・収納	・国内に所在する指定金融機関・収納	・国内に所在する指定金融機関・収納	町において、税目指定又は	
	代理金融機関及び郵便局の各支店	代理金融機関及び郵便局の各支店	代理金融機関及び郵便局の各支店	1人複数口座指定がされて	
	・普通預金、当座預金、納税準備預金、	・普通預金、当座預金、納税準備預金、	・普通預金、当座預金、納税準備預金、	いるものについては、制度	
	通常預金の内、1人1口座	通常預金の内、 1 人複数口座	通常預金の内、1人複数口座	の円滑な統一が行えるよう	
				努力する。	
	申込み手続きと適用時期	申込み手続きと適用時期	申込み手続きと適用時期		
	・税目の指定はできない。	・税目の指定はできる。	・税目の指定はできる。		
	・引落しは、申込みの翌月から開始。	・引落しは、申込みの翌々月から開始。	・引落しは、申込みの翌々月から開始。		
	口座振替率(平成15年度)	口座振替率(平成15年度)	口座振替率(平成15年度)		
	・市県民税 52.4%	・町県民税 48.3%	・町県民税 58.5%		
	・固定資産税 62.9%	・固定資産税 55.7%	・固定資産税 81.8%		
	・軽自動車税 48.5%	・軽自動車税 46.8%	・軽自動車税 54.7%		
固定資	・委員数 6人	・委員数 3人	・委員数 3人	・ 委員定数は6人とし、委	
產評価	・任期 3年	・任期 3年	・任期 3年	員の選出については、地域	
審查委	・任期満了日 平成16年3月31日 3名	・任期満了日 平成15年12月23日 1名	・任期満了日 平成15年9月30日 1名	の実情を反映できるよう考	
員会	平成17年3月31日 3名	平成16年12月23日 1名	平成17年6月11日 1名	慮し、決定する。	
		平成17年12月23日 1名	平成17年7月9日 1名		
				地方税法上、委員定数は	
				3人以上、任期は3年。	

別表 税証明交付手数料一覧

//// //// //// · · · · · · · · · · · ·								
稲沢市			祖父江町			平和町		
種 類	単 位	金 額	種 類	単 位	金 額	種 類	単 位	金 額
地籍図 閲覧	1袋	200 円	整理図 閲覧	1枚	200 円	整理図 閲覧	1件	200 円
地籍図 コピー(A3)	1枚	200 円	整理図 コピー(A3)	1枚	200 円	整理図 コピー	1枚	10 円
登録事項証明(土地)	1枚	200 円	登録事項証明 (土地)	1枚	200 円	登録事項証明 (土地)	1枚	200 円
登録事項証明 (家屋)	1枚	200 円	登録事項証明 (家屋)	1枚	200 円	登録事項証明 (家屋)	1枚	200 円
評価証明(土地)	1枚	200 円	評価証明(土地)	1枚	200 円	評価証明(土地)	1枚	200 円
評価証明(家屋)	1枚	200 円	評価証明(家屋)	1枚	200 円	評価証明(家屋)	1枚	200 円
評価額通知書(土地)	1枚	無料	評価額通知書(土地)	1枚	無料	評価額通知書(土地)	1枚	無料
評価額通知書(家屋)	1枚	無料	評価額通知書(家屋)	1枚	無料	評価額通知書(家屋)	1枚	無料
所得証明書	1枚	200 円	所得証明書	1枚	200 円	所得証明書	1枚	200 円
課税証明書	1枚	200 円	課税証明書	1枚	200 円	課税証明書	1枚	200 円
扶養証明書	1枚	200 円	扶養証明書	1枚	200 円	扶養証明書	1枚	200 円
非課税証明書	1枚	200 円	非課税証明書	1枚	200 円	非課税証明書	1枚	200 円
納税証明書 (市民税・固定資産税・法人市民税)	1枚	200 円	納税証明書 (町民税・固定資産税・法人町民税)	1枚	200円	納税証明書 (町民税・固定資産税・法人町民税)	1枚	200 円
納税証明書 (軽自動車税)継続検査用	1枚	無料	納税証明書 (軽自動車税)継続検査用	1枚	無料	納税証明書 (軽自動車税)継続検査用	1枚	無料
営業証明	1枚	200 円	営業証明	1枚	200 円	営業証明	1枚	200 円
その他閲覧又は市税に関する証明	1筆又は 1枚	200 円	その他閲覧(土地台帳他)	1 冊	200 円	その他閲覧(土地台帳他)	1 冊	200 円
住宅用家屋証明	1枚	1,300円	住宅用家屋証明	1枚	1,300円	住宅用家屋証明	1枚	1,300円
固定資産課税台帳の閲覧	1件	200 円	固定資産課税台帳の閲覧	1件	200 円	固定資産課税台帳の閲覧	1件	200 円
固定資産課税台帳のコピー	1枚	200 円	固定資産課税台帳のコピー	1枚	200 円	固定資産課税台帳のコピー	1枚	200 円
特記事項 1 登録事項証明(土地)は、1筆に1枚。 2 登録事項証明(家屋)は、5棟まで1枚、1枚増すご					枚。以下 1 枚増すごとに 200 円を加える。			
とに200円を加える。			2 評価証明については、登録事項証明と同様。			2 評価証明については、登録事項証明と同様。		

3 評価証明については、登録事項証明(家屋)と同様。

【法令・取扱通知等】

地方税法(昭和25年7月31日法律第226号)

(市町村民税に係る督促手数料)

第 330 条 市町村の徴税吏員は、督促状を発した場合においては、当該市町村の条例の定めるところによつて、手数料を徴収することができる。 (固定資産評価審査委員会の設置、選任等)

第423条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。

- 2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は3人以上とし、当該市町村の条例で定める。
- 3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市 町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

(第4~5項は省略)

6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(第7項は省略)

- 8 市町村の設置があつた場合においては、当該市町村の長が選挙されるまでの間当該市町村の長の職務を行う者は、当該市町村の長が選挙されるまでの間は、 従来当該市町村の地域の属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であつた者のうちから選任したものをもつて当該市町村の固定資産評価審査 委員会の委員に充てることができる。
- 9 市町村の設置があつた場合においては、当該市町村の設置後最初に招集される議会の同意を得て固定資産評価審査委員会の委員が選任されるまでの間は、 当該市町村の長は、従来当該市町村の地域の属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であつた者のうちから選任したものをもつて当該市町村 の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。